

設計・施工一括発注
技術提案型総合評価方式

実施要領

工事件名：有明アリーナ（仮称）（27）新築工事

平成27年10月

東京都財務局

1 適用

この要領は、技術提案型総合評価方式により、民間企業から東京都が要求する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）に関する技術提案を募集して、価格と性能等の価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定し、技術提案に基づき設計と施工を一括して行う次の工事に適用する。

- (1) 工事件名：有明アリーナ（仮称）(27) 新築工事
- (2) 工事場所：江東区有明一丁目9番
- (3) 工事概要：RC造一部S・SRC造、地上5階建、延床面積約45,600㎡
- (4) 工期：契約確定の日から平成31年12月9日まで

2 スケジュール

入札公告から契約の締結までのスケジュールは、次に掲げる表のとおりである。

入札公告	平成27年10月16日（金）
競争入札参加希望者への設計図書等の貸与	平成27年10月16日（金）から11月26日（木）まで
技術提案書等への質問受付締切	平成27年10月28日（水）
技術提案書等への質問に対する回答	平成27年11月6日（金）
建設工事共同請負入札参加申請書提出・技術提案書等の受付	平成27年11月20日（金）から同月26日（木）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知・技術提案書等の採否通知	平成27年12月17日（木）
入札締切	平成28年1月13日（水）
開札	平成28年1月14日（木）
契約の締結	平成28年3月上旬頃 （平成28年第一回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。）

3 技術提案の範囲及び評価項目

- (1) 今回求める性能等に関する技術提案は、工事の効率性・合理性、周辺地域の生活環境への影響、工期遵守、安全及び品質の確保等に対する、より適切な技術又は工夫により、工事目的物（特記仕様書に掲げる要求水準を満足するもの。以下「工事目的物」という。）の品質向上や確実な施設整備等が可能なものとし、工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第1条第2項1号に規定する特記仕様書等と比べて、より優れた施工方法等とする。

(2) 技術提案の評価項目は、次のとおりとする。

なお、詳細は、別記1「総合評価の方法等」による。

課題1：設計・施工一括発注（異業種JV）の特徴を踏まえた取組

課題2：工事中における周辺地域の生活環境に配慮した取組

課題3：屋根架構の施工計画

課題4：現場の担い手の育成に向けた取組

4 技術提案の方法

(1) 基本事項

課題1から課題4までの各提案項目についての技術提案を提出すること。1提案項目でも提出がない（白紙提案及び「特になし」等の記載を含む。）場合は失格とする（失格となった場合は入札参加資格を付与せず、また、(2)の技術提案書等の審査、評価及び様式6による技術提案等の採否通知（以下「採否通知」という。）は行わない。9（1）及び別記1の1（1）を除き以下同じ。）。

また、1提案項目につき、同時に実施することができない複数の内容（同時に実施することができる内容であっても、「〇〇又は△△を実施する。」等の記載は、同時に実施することができない複数の内容とみなす。）を含む提案を行った場合は、当該提案項目全体を不採用とする。

(2) 技術提案の方法

技術提案は、表紙となる、様式2、様式3、様式4、様式5に提案項目ごとに要旨を記載の上、技術提案の内容を明示した「技術提案書」及び技術提案に係る「施工計画書」（以下「技術提案書等」という。）も併せて提出すること。

さらに、課題3においては、提案項目①に対応する「全体工程表」（設計期間も含む）も併せて提出すること。「全体工程表」とは、契約確定の日から平成31年12月9日までの工程をいう。

なお、技術提案に係る「施工計画書」は、工事の特徴、現場条件等を考慮の上、別記1に示す評価対象に関して効果を発現できるための実施方法を具体的に記載すること。

5 技術提案書等の作成に関する質問及び回答

技術提案書等の作成に関する質問及び回答については、入札説明書による。

6 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出については、入札説明書による。

7 技術提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 技術提案書等の記載について

ア 提出用紙のサイズを変更して提出してはならないものとし、さらに提出枚数が、(2)ウに示す提出枚数を超えてはならない。

イ 指定されている様式の文字及び枠線については、省略や削除をしてはならない。

ウ 当該様式に記載する文字の大きさは、10.5ポイント以上（数式や注釈で使用する記号等を除く。）を基本とし、1枚あたり32行以下とする。

エ 技術提案書等の記載に当たっては、競争入札参加希望者、技術者、協力会社及び

技術協力先（指導、助言又は監修等を含む。）の会社名、担当者名、これらを特定できる固有名詞等（ローマ字などで頭文字等をイニシャル表示とする場合を含む。）の記載をしてはならない。

オ 特定の会社が判明される記述（企業名、通称名、キャラクター名、特許工法の名称及び特許番号、施工会社を特定できる建物名称や建物等の写真の記載・掲載）を行ってはならない。ただし、各提出資料の表紙とする様式2の「競争入札参加資格希望者」及び「連絡者」の部分、様式3、様式4、様式5の「競争入札参加資格希望者」の部分については除く。

カ 現場確認は、不特定多数の者が自由に出入り出来る範囲を除き、敷地内に立ち入ってはならない。

現地確認に当たっては、近隣等に配慮することとする。

また、技術提案作成に当たり、近隣住民等との協議（ヒアリングを含む）等を行ってはならない。

キ 上記アに違反していると認められた場合、失格とする。

上記イからカまでに違反していると認められた場合は、違反の程度に応じて、減点又は失格とする（減点とは、別記1に示す評価を1つ又は2つ下げる（「特に大きな効果が期待できるもの」から「大きな効果が期待できるもの」に減点する等。）ことをいう。以下同じ。）。

(2) 提出方法について

技術提案書等の提出に当たっては、次のことに留意すること。

なお、別記2「技術提案書等の提出方法等」を参照すること。

ア 技術提案書等をA4版のフラットファイルにまとめ、これを21冊提出すること。

イ 技術提案書等は、用紙の片面のみを使用して作成すること。

ウ 技術提案書は、課題ごとに1提案項目につきA4版各1枚とする。ただし、表紙とする様式2、様式3、様式4、様式5はこの中に含まない。

また、施工計画書は、課題ごとに1提案項目につき、A3版を1枚とするが、課題3の提案項目①については、A3版2枚とし、さらに、全体工程表は、A3版を1枚とする。

なお、別記2に示す、当該用紙サイズごとの枚数制限を超えて提案を行った場合は、その提案項目の審査を行わず、失格とする。

また、様式2、様式3、様式4、様式5に記載してある要旨と技術提案書等の内容に齟齬が生じている提案項目は、齟齬の程度に応じて減点又は不採用とする。

エ A3版の用紙は、Z折とする。

オ 技術提案書等の電子データを1部提出すること。

電子データのファイルは原則としてWORD形式、EXCEL形式又はPOWERPOINT形式（全て2010以前の形式）とする。ただし、関連図面等の作図において、上記のファイル形式以外を用いた場合は、PDF形式に変換すること。電子データの作成元に関する情報は削除すること。

電子データは、電磁的記録媒体（CD-R等）に記録し、次のことを表示したラベルを貼ったものとし、記録後はウイルスチェックを行うこと。

- ① 工事件名
- ② 競争入札参加希望者名
- ③ ウィルス対策ソフト名

- ④ ウィルス定義ver. (提出日における最新版とする)
- ⑤ ウィルスチェック日
- (3) ヒアリングの実施について
技術提案書等のヒアリングについては、入札説明書による。
- (4) その他
 - ア 技術提案書等を提出した以降は、原則として、提出された技術提案書等の追加及び差し替えは認めない(電子データを含む)。ただし、提出された資料や提案内容について確認等が必要となった場合には、東京都から競争入札参加希望者に対して、技術提案書等の差し替えを求める場合がある。
 - イ 提出された技術提案書等の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。
なお、提出された技術提案書等は返却しない。
 - ウ 提出された技術提案書等は審査上の必要に応じて、東京都が複写することがある。
 - エ 技術提案書等の提出に係るすべての費用(ヒアリングに要する費用を含む)は、競争入札参加希望者の負担とする。
 - オ 競争入札参加希望者が提出した技術提案書等に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
また、虚偽の記載をした者について、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止の措置を講じることがある。

8 技術提案書等の審査

技術提案書等の審査は、提出された技術提案書等の内容が別記1に示す基礎点付与の条件を満たしていることを確認した後に行う。

9 総合評価の方法

総合評価の方法は、基礎点、技術点及び価格点を加算した総合得点(以下「評価値」という。)をもって行う。

なお、詳細は、別記1による。

- (1) 提出された全ての技術提案書等の内容が別記1に示す基礎点付与の条件を満たしている場合は「合」とし、基礎点を与える。基礎点の可否の審査結果が「否」であった場合には失格とする。失格となった場合、入札参加資格を付与しないものとする。
また、技術提案書等の審査、評価も行わない。
- (2) 技術提案の評価に応じ、技術点を与える。
- (3) 入札価格に応じ、価格点を与える。

10 技術提案書等の採否通知等

- (1) 9(1)の採否通知については、競争入札参加資格の確認の通知に併せて、競争入札参加希望者宛てに様式6により通知する。
なお、基礎点の可否の審査結果が「否」の場合及び技術提案を採用しなかった場合は、その理由を付して通知する。
- (2) 競争入札参加資格の確認がなされなかった者(本実施要領の規定により失格となった者を含む。ただし、基礎点の可否の審査結果が「否」であった者を除く。)には、採否通知は行わない。

11 評価結果に対する再説明

採否通知書（様式6）を受理したもので、基礎点が「否」又は技術提案不採用の理由に対して再度説明を受けたい者は、この採否通知書（様式6）を受理した日の翌日から起算して10日以内（平成27年12月28日まで）に、書面により、財務局経理部契約第一課に対して当該理由についての説明を求めることができる。

12 入札等

技術提案が採用された者は、入札時に、採用された技術提案書等を1部提出するとともに、その内容に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

また、技術提案が不採用の場合は、不採用となった提案部分について、別記1の1（1）に示す標準案に基づいて積算した金額で入札しなければならない。

実施設計及び工事（以下「工事等」という。）に必要な費用は、入札金額に含むものとする。

13 落札者の決定方法

競争入札参加者の入札価格及び採否通知に基づいた性能等について、次の（1）及び（2）に該当する者のうち、9によって得られた評価値が最も高い者を落札候補者とし（評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第5項の規定による学識経験を有する者から意見を聴取した上で落札者を決定する。

- （1）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- （2）基礎点の可否の審査結果が「合」であること。

14 技術提案の取扱

- （1）技術提案の採用を認めた後、本工事で採用された技術提案について、東京都がその他の工事において、その提案を使用しようとする場合、その内容が一般的に使用されている状態になっているときには、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する事項が含まれる提案については、この限りでない。
- （2）技術提案のうち採用された提案は、必ず当該提案に基づいて工事等を行い、不採用となった提案内容については、別記1の1（1）に示す標準案に基づいて工事等を行うこととする。

15 責任の所在等

- （1）東京都が技術提案を適正と認めて採用した場合においても、当該技術提案内容の履行に関する東京都の契約の相手方の責任が軽減されるものではない。
- （2）技術提案に係る工事目的物の性能等について東京都の契約の相手方の責めに帰すべき事由により提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難又は合理的でないとき、東京都は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができ、また、工事成績評定を減じるものとする。
- （3）東京都の契約の相手方は、技術提案に係る部分において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

16 その他

- (1) 本技術提案型総合評価方式に関して使用する言語は日本語、使用する通貨は日本国通貨とする。単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、全て横書きとする。
- (2) 東京都が配布する資料等は、入札参加に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (3) 東京都は、技術提案を提出した者の承諾を受けた上で技術提案の内容を公表することができる。

(印刷 裏白)

様式1

平成 年 月 日

東京都知事 殿

(住所)

競争入札参加希望者

(氏名)

印

質問回答書

工事 件名	有明アリーナ（仮称）（27）新築工事	連絡者氏名 TEL
番号	質 問	回 答

《注意事項》

- 1 用紙は、A4版を縦使いとすること。
- 2 質問がない場合は、質問書の提出はしないこと。
- 3 表の右側回答欄には、記載しないこと。
- 4 記載欄が不足する場合は、任意の用紙（A4版）を使用し、番号を連番で記載すること。

様式 2

技術提案書等 提出書（課題 1）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

（住所）

競争入札参加希望者

（氏名）

印

連絡者

（氏名）

（TEL）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題 1 の技術提案書等を提出します。

工事 件名	有明アリーナ（仮称）（27）新築工事	
（課題 1）技術提案の要旨		
課題 1 設計・施工一括発注（異業種 JV）の特徴を踏まえた取組		
提案 項目①	資機材調達	
提案 項目②	技術者等の労働 者の確保	
提案 項目③	異業種 JV における 条件変更対応に当た る組織体制	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

様式3

技術提案書等 提出書（課題2）

平成 年 月 日

競争入札参加希望者

（氏名）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題2の技術提案書等を提出します。

工事 件名	有明アリーナ（仮称）（27）新築工事	
（課題2）技術提案の要旨		
課題2 工事中における周辺地域の生活環境に配慮した取組		
提案 項目①	工事車両の安全 運行	
提案 項目②	工事の影響による 騒音、振動及び粉 塵の抑制について の取組	
提案 項目③	工事場所に隣接す る高層住宅等のプ ライバシー及び防 犯に配慮した取組	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

様式4

技術提案書等 提出書（課題3）

平成 年 月 日

競争入札参加希望者

（氏名）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題3の技術提案書等を提出します。

工事 件名	有明アリーナ（仮称）（27）新築工事	
（課題3）技術提案の要旨		
課題3 屋根架構の施工計画		
提案 項目①	工程管理を確 実に行うため の施工計画	
提案 項目②	施工時の品 質、安全の確 保に有用な取 組	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。
- 2 提案項目①に対応する「全体工程表」も併せて提出すること。

様式5

技術提案書等 提出書（課題4）

平成 年 月 日

競争入札参加希望者

（氏名）

設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式実施要領に基づき、課題4の技術提案書等を提出します。

工事 件名	有明アリーナ（仮称）（27）新築工事
（課題4）技術提案の要旨	
課題4 現場の担い手の育成に向けた取組	
提案 項目①	

《注意事項》

- 1 提案の要旨を記載すること。なお、当該提案に係る「技術提案書」及び「施工計画書」を添付すること。

殿

東京都知事

印

採否通知書

提出された技術提案書等に対する審査結果について下記のとおり通知します。

記

- 1 工事件名 有明アリーナ（仮称）（27）新築工事
- 2 技術提案に対する「合否」、「採否」及びその理由

項 目		合否・採否の区分	否の理由
基礎点		合・否	
課題1	提案項目 ①	採・否	
	提案項目 ②	採・否	
	提案項目 ③	採・否	
課題2	提案項目 ①	採・否	
	提案項目 ②	採・否	
	提案項目 ③	採・否	
課題3	提案項目 ①	採・否	
	提案項目 ②	採・否	
課題4	提案項目 ①	採・否	

※基礎点の合否の審査結果が「否」であった場合は失格とする。

別記 1

総合評価の方法等

1 総合評価の方法

総合評価の方法は、以下による基礎点、技術点及び価格点を求め、次の式により評価値を算出して行う。

$$\text{評価値} = \text{基礎点} + \text{技術点} + \text{価格点}$$

(1) 基礎点 (100 点)

技術提案書等の内容が次の基礎点付与の条件を満たしている場合は「合」とし、基礎点として 100 点を与える。基礎点の可否の審査結果が「否」であった場合には、失格とする。失格となった場合、入札参加資格を付与しないものとする。

また、技術提案書等の審査、評価も行わない。

(基礎点の付与の条件)

基礎点を付与する条件は、提案項目ごとに示す次の事項（以下「基礎点条件」という。）の遵守とする。

なお、各提案項目に係る技術提案書等には、該当する基礎点条件を満たしているか否かを確認できるよう記載すること。

【課題 1】

<提案項目①>

- ・特記仕様書 1.7 資機材調達及び建設労働需給に関する調査「本件契約締結後、速やかに、受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行い、監督員に報告することとする。」の「受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行う。」の部分。

<提案項目②>

- ・特記仕様書 1.7 資機材調達及び建設労働需給に関する調査「本件契約締結後、速やかに、受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行い、監督員に報告することとする。」の「受注者は、資機材調達並びに技術者、技能者等の労働需給に関する調査を行う」の部分。

<提案項目③>

- ・特記仕様書 1.8(1)「契約書第 18 条の規定により、発注者から設計図書の変更について通知等があったときは、設計及び工事に及ぼす影響について発注者に報告する。」の部分。
- ・工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第 11 条
（現場代理人及び主任技術者等）
- ・工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第 11 条の 2（A）
（管理技術者）
- ・工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第 11 条の 2（B）
（管理技術者）

【課題 2】

<提案項目①>

- ・特記仕様書 12.1(1) 建築工事特記仕様書 1.3.8 交通安全管理
「工事車両の交通安全管理については、周辺地域及び計画地周辺道路の状況を把握したうえで、具体的な対応策を施すこととする。」の部分。

<提案項目②>

- ・東京都建築工事標準仕様書（平成 26 年 4 月）
1.3.15（ディーゼル自動車、建設機械等の燃料）
1.6.7（排出ガス対策型建設機械）
1.6.8（低騒音・低振動型建設機械）
- ・特記仕様書 12.1(1) 建築工事特記仕様書
1.6.7（排出ガス対策型建設機械）
1.6.8（低騒音型・低振動型建設機械）
2.2.4（仮囲い等）

<提案項目③>

- ・特記仕様書【別紙】(10) DB 発注図 S-201~203、208 仮設 1~3、8（仮囲い部分）

【課題 3】

<提案項目①>

- ・特記仕様書 12.1(1) 建築工事特記仕様書 1.5 工期
- ・東京都建築工事標準仕様書 1.6.1(1) 施工
「施工は承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。」のうち、施工計画書に関する部分。

<提案項目②>

- ・特記仕様書 12.1(1) 建築工事特記仕様書 1.5 工期
- ・東京都建築工事標準仕様書 1.6.1(1) 施工
「施工は承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。」のうち、施工計画書に関する部分。

【課題 4】

<提案項目①>

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項
- ・建設業法第 25 条の 27 第 1 項（建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保）「建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。」のうち、「建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保に努めなければならない。」の部分。

(標準案)

【課題 1】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。

< 提案項目② >

- ・基礎点条件に同じ。

< 提案項目③ >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・特記仕様書 6 取り決め・ルール「組織体制図」

【課題 2】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。
- ・特記仕様書【別紙】(10) DB 発注図
S-201～203、208 仮設 1～3、8 (工事車両搬出入ゲート、交通誘導員部分)

< 提案項目② >

- ・基礎点条件に同じ。

< 提案項目③ >

- ・基礎点条件に同じ。

【課題 3】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。

< 提案項目② >

- ・基礎点条件に同じ。

【課題 4】

< 提案項目① >

- ・基礎点条件に同じ。

(2) 技術点 (60 点満点)

技術提案の評価に基づき、技術点を与える。

競争入札参加者の申込みに係る技術提案項目については、技術審査委員会による審査の上、各提案項目による評価点に基づき、技術点を与える。技術点は、技術審査委員会の委員による評価の平均値を項目ごとに算出し、四捨五入（小数点以下第 5 位を四捨五入し、小数点以下第 4 位までの値とする。）した後、全項目について合計したものとする。

(3) 価格点 (60 点満点)

次の式により算出した数値に基づき、価格点を与える。

$$\text{価格点} = [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})] \times 60$$

注 1 価格点に端数（小数）が生じる場合の取扱いは次のとおりとする。

入札参加者間の評価値の差が小数点以下 5 位より上の位で初めて生じている場合及び評価値に差がない場合は、小数点以下 4 位未満の端数を切り捨て、小数点以下 4 位までとする。入札参加者間の評価値の差が小数点以下 4 位未満で初めて生じている場合は、その初めての差が生じる位未満の端数を切り

捨て、当該位までとする。

注 2 予定価格は消費税及び地方消費税を除いた額とする。

2 技術提案をを求める項目・技術提案の評価方法

【課題 1】設計・施工一括発注（異業種 JV）の特徴を踏まえた取組

（提案項目）

- ① 資機材調達
- ② 技術者等の労働者の確保
- ③ 異業種 JV における条件変更対応に当たっての組織体制

（提案数）

- ①～③の各項目に対し 1 提案

（評価対象）

本施設は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「競技大会」という。）の競技会場となる施設である。競技大会開催後は、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどへの利用を予定している。

今後、大型工事の増加等による更なる資材不足や技術者、技能者等（以下「技術者等」という。）の不足、加えて、関係各機関からの要望による設計条件の変更が予想されるなか、競技大会の開催に向け、確実に対象施設を整備しなければならない。

については、設計・施工一括発注（異業種 JV）方式の特徴を踏まえ、提案項目①から③について、以下のとおり、技術提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

<提案項目①>

資機材調達の取組について、検討過程も含めて総合的に評価する。検討内容については、市場動向の分析、計画地域の資材調達に係る条件の把握、施設整備計画条件の把握及びこれらの結果を踏まえた問題点の抽出とし、取組内容はこれらの検討内容を踏まえ、円滑に工事を実施するための対応策を記載するものとする。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。（「工事目的物」とは、「特記仕様書に掲げる要求水準を満足するもの」とする。以下同じ。）

標準案は、別記 1 の 1（1）の遵守とする。

<提案項目②>

技術者等の労働者確保の取組について、検討過程も含めて総合的に評価する。検討内容については、建設労働需給に関する動向分析、施設整備計画条件の把握及びこれらの結果を踏まえた問題点の抽出とし、取組内容は、これらの検討内容を踏まえ、円滑に工事を実施するための対応策を記載するものとする。

取組内容は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記 1 の 1（1）の遵守とする。

<提案項目③>

本提案項目は、「工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）第 18 条の規定により、発注者から設計図書の変更について通知等があった場合の設計及び工事に及ぼす影響

の把握」及び「受注者・発注者間の協議により、設計図書の変更を行うこととなった場合の対応」について、これらを迅速かつ円滑に行うための取組を検討過程も含めて総合的に評価する。

また、この取組に当たっての組織体制について評価する。

提案は異業種 JV 内の組織体制（JV 構成員の本社等によるバックアップ体制を含む。）に限ることとする。

また、変更協議に係る会議体（会議の参加者に JV 構成員以外の者が含まれるもの）の設定やその運営方法など、契約締結後に受注者・発注者間の協議によって定めるべき内容を含む提案は不採用とする。

標準案は、別記 1 の 1（1）の遵守とする。

（評価及び評価点）

<提案項目①・②・③>

7.0 点：特に大きな効果が期待できる

5.5 点：大きな効果が期待できる

4.0 点：効果が期待できる

0.0 点：次に該当するもの

・別記 1 において「不採用」又は「0 点」として扱う項目に該当するもの

【課題 2】 工事中における周辺地域の生活環境に配慮した取組

（提案項目）

- ① 工事車両の安全運行
- ② 工事の影響による騒音、振動及び粉塵の抑制についての取組
- ③ 工事場所に隣接する高層住宅等のプライバシー及び防犯に配慮した取組

（提案数）

①～③の各項目に対し 1 提案

（評価対象）

本施設の計画地は高層住宅が隣接しており、周辺には小中学校も立地している。

本整備工事が長期間に及ぶことや計画地周辺で複数の大型工事が予定されていることから、計画地周辺の生活環境への影響が懸念される。これらの状況から、本整備工事に当たっては、周辺地域の生活環境に対する配慮が必要である。

については、提案項目①から③について、以下のとおり、技術提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

<提案項目①>

車両の運行に当たって、注意を要する場所（交差点など）について、周辺地域及び計画地周辺道路の状況を把握し、その状況を踏まえた具体的な車両の安全運行に関する取組について評価する。

また、提案は工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととし、工事車両の削減、平準化についての提案や標準案に示す工事車両の搬出入口の位置変更を伴う提案は不

採用とする。

なお、周辺地域等の調査は、近隣住民等の第三者に迷惑をかけることのないよう良識に則って行うこと。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

<提案項目②>

敷地周辺の状況や当該計画地における法規制を確認のうえ、その確認内容及び特記仕様書【補足資料】(1)地盤調査報告書の結果等を踏まえた工事の影響による騒音、振動及び粉塵の抑制に関する取組について評価する。

また、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

なお、敷地周辺等の調査は、近隣住民等の第三者に迷惑をかけることのないよう、良識に則って行うこと。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

<提案項目③>

計画地周辺の状況を十分に把握し、その状況を踏まえた隣接する高層住宅等のプライバシーや防犯への配慮に関する取組について評価する。

また、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

なお、計画地周辺の調査は、近隣住民等の第三者に迷惑をかけることのないよう良識に則って行うこと。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

(評価及び評価点)

<提案項目①・②>

7.0点：特に大きな効果が期待できる

5.5点：大きな効果が期待できる

4.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

<提案項目③>

4.0点：特に大きな効果が期待できる

3.0点：大きな効果が期待できる

2.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

【課題3】屋根架構の施工計画

(提案項目)

- ① 工程管理を確実に行うための施工計画
- ② 施工時の品質、安全の確保に有用な取組

(提案数)

- ①及び②の各項目に対し1提案

(評価対象)

工事敷地の狭隘^{あい}さや接道状況などの計画地の立地条件から、本整備工事における屋根架構の施工計画が他工種に与える影響は非常に大きく、工事全体の工程に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、屋根架構の施工計画策定に当たっては、安全・品質の確保、工程管理などについての高度な技術力に裏付けられた創意工夫が必要となる。

については、提案項目①及び②について、以下のとおり、技術提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

<提案項目①>

屋根架構の施工計画において、工程管理を確実に行うための提案を評価する。

なお、提案は、屋根架構の施工時における他工種の安全対策に留意したものとする。

提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

<提案項目②>

特に、品質・安全の確保において、3次元情報を活用した施工シミュレーションやモックアップでの確認などの有用な取組について評価する。

また、提案は、工事目的物の変更を伴わない範囲にて行うこととする。

標準案は、別記1の1(1)の遵守とする。

(評価及び評価点)

<提案項目①>

10.0点：特に大きな効果が期待できる

8.0点：大きな効果が期待できる

6.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

<提案項目②>

8.0点：特に大きな効果が期待できる

6.0点：大きな効果が期待できる

4.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

【課題4】現場の担い手の育成に向けた取組

(提案項目)

提案項目①：現場の担い手の育成に向けた取組

(提案数)

1 提案

(評価対象)

建設業に携わる人材の育成・確保は、将来にわたって公共工事の品質を確保するためにも喫緊の課題になっている。本案件においても、豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者その他現場作業員（以下「技術者等」という。）を育成・活用し、定着させるための取組を行っていく必要がある。

については、本案件における現場内研修及び働きやすい現場環境の確保などの技術者等の指導・育成についての取組に関する提案を求め、その技術提案書、技術提案に係る施工計画書について評価する。

標準案は、別記1の1（1）の遵守とする。

(評価及び評価点)

<提案項目①>

3.0点：大きな効果が期待できる

2.0点：効果が期待できる

0.0点：次に該当するもの

・別記1において「不採用」又は「0点」として扱う項目に該当するもの

3 評価指標

技術提案は、提案ごとに次の評価のとおりとする。

① 特に大きな効果が期待できる

提案内容に具体性があり、特に大きな効果が期待できる内容で、特に優れているもの

② 大きな効果が期待できる

提案内容に具体性があり、大きな効果が期待できる内容のもので、優れているもの

③ 効果が期待できる

提案内容に具体性があり、効果が期待できる内容のもので、提案内容が標準案を超えているもの

④ 不採用

別記1の4（2）及び（3）に該当するもの

⑤ 0点として扱うもの

別記1の4（1）中、0点として評価する事項に該当するもの

4 留意事項

- (1) 各提案項目において技術提案の内容に重複が認められた場合は、高い評価の技術提案を加点し、その他の重複している技術提案は0点とするが、技術提案としては採用する。ただし、複数の提案項目に対して同じ技術提案を記載していても、各提案項目に対する効果が記載されている場合は、各提案項目の指標で評価する。
- (2) ある提案項目の技術提案を前提にして、別の提案項目の技術提案を行った場合に、前提となる技術提案が不採用となったときは、当該別の提案項目の技術提案も不採用となる。
- (3) 次に示すような提案は、不採用とする。
 - ア 標準案と同等のもの
 - イ 実施要領4（1）及び7（2）ウにおいて「不採用」として扱う項目に該当するもの
 - ウ 別記1の2【課題1】（評価対象）＜提案項目③＞及び【課題2】（評価対象）＜提案項目①＞において「不採用」として扱う項目に該当するもの
 - エ 発注者が指定した評価項目に対し、的確な技術提案となっていないもの
 - オ 施工に対する安全性に問題があるもの
 - カ 第三者との協議を要するもの（契約締結後の第三者との協議により確定すべき事項であり、技術提案の提出時に提案の実現性が判断できないため。なお、第三者とは、IOC（国際オリンピック委員会）、JOC（日本オリンピック委員会）、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、国際競技団体、国内競技団体、港湾管理者・都市計画法・都や所在区の条例上の許認可部署、近隣住民等、本件監督員と受注者以外の者をいう。ただし、実施設計業務特記仕様書に記載された業務の実施に伴う協議は除くものとし、また、通常、工事において必要となる一般的な協議事項（道路使用許可による警察協議等）も除くものとする。）
 - キ 設計図書、関係法令を逸脱するもの
 - ク 過度なコストを要するもの
 - ケ 具体性・実現性が無いもの
 - コ 工事目的物の変更を伴うもの
- (4) 以下に示すような提案は、失格とする。
 - ア 実施要領4（1）、7（1）キ、7（2）ウ、7（4）オ及び9（1）において「失格」として扱う項目に該当するもの
 - イ 別記1の1（1）において「失格」として扱う項目に該当するもの

別記 2

技術提案書等の提出方法等

1 提出書類と提出枚数

技術提案書等の提出方法の詳細は、実施要領 7 (2) による。

課題	提案項目	表紙	技術提案書	施工計画書	工程表
課題 1	①	様式 2	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
	②		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
	③		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
課題 2	①	様式 3	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
	②		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
	③		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
課題 3	①	様式 4	A 4 縦 1 枚	A 3 版 2 枚	提案項目①に係る 工程表 A 3 版 1 枚
	②		A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	
課題 4		様式 5	A 4 縦 1 枚	A 3 版 1 枚	

※文字の大きさは 10.5 ポイント以上、1 枚あたり 32 行以下とする。

※A 3 版は横書き、Z 折りとする。

※技術提案書等を A 4 版のフラットファイルにまとめ、提出部数は 21 冊とする。

(印刷 裏白)